

主任介護支援専門員の更新制度について

宮城県長寿社会政策課

平成28年度から、介護支援専門員の研修制度が見直され、主任介護支援専門員に更新制度が導入されました(更新制度導入に係る経過措置対象者の範囲及び主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱いに変更があります)。

○主任介護支援専門員の定義

介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修(以下「主任研修」という。)を修了した者、又は主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という。)を修了した者。

○主任介護支援専門員資格の有効期間と更新

主任介護支援専門員資格の有効期間は、主任研修修了日から起算して5年間です。

主任介護支援専門員資格は、主任研修修了日から起算して5年以内ごとに主任更新研修を修了することにより、更新することができます。

なお、主任更新研修は、主任介護支援専門員資格の有効期間満了日のおおむね2年前から受講が可能です(研修実施時期は変動する可能性があるため、有効期間満了日の前年度もしくは前々年度の受講をお願いします)。

<経過措置>

主任介護支援専門員資格の更新制度導入に際して、平成26年度以前に主任研修を修了した方には経過措置が設けられています。

対象者は、以下の期日までに最初の主任更新研修を修了することで、主任研修修了日から起算して5年以内に主任更新研修を修了したものとみなされます(期日までに主任更新研修を修了しなかった場合、主任介護支援専門員資格の有効期間は以下の期日までとなります)。

なお、経過措置対象者は、最初の主任更新研修修了日から起算して5年以内ごとに主任更新研修を修了することにより、主任介護支援専門員資格を更新していくことになります。

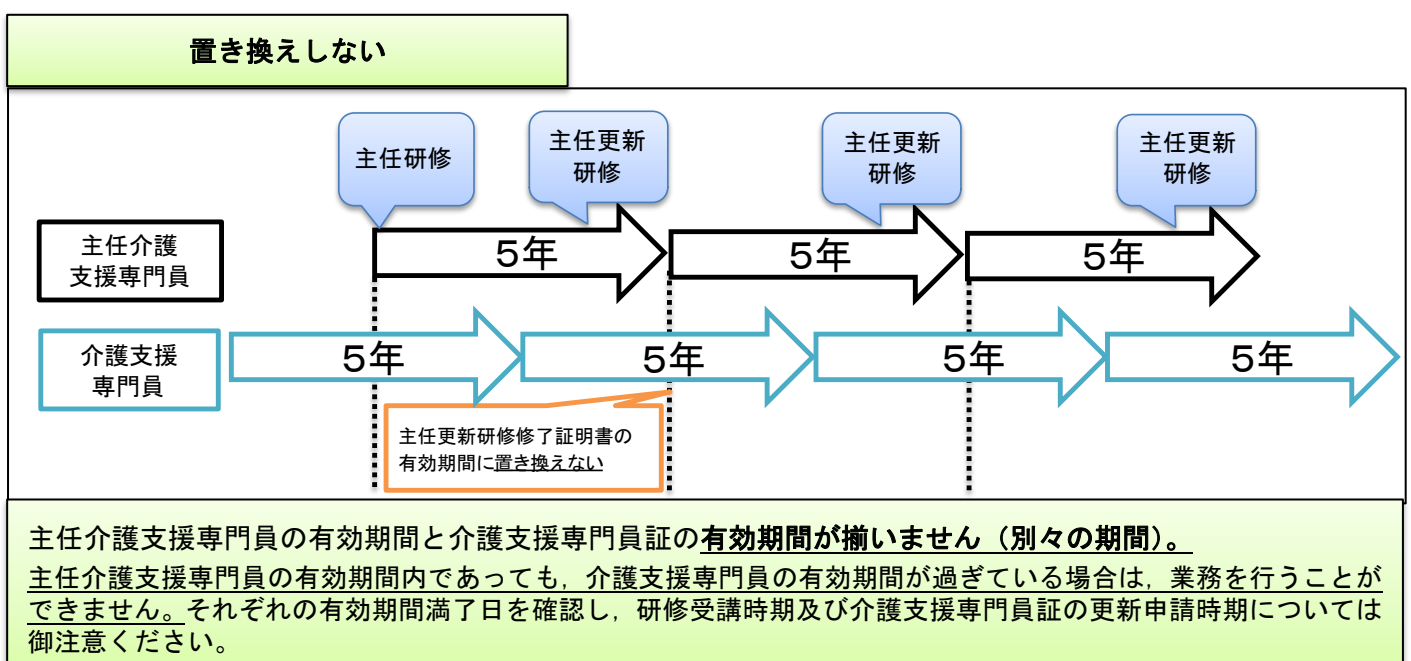
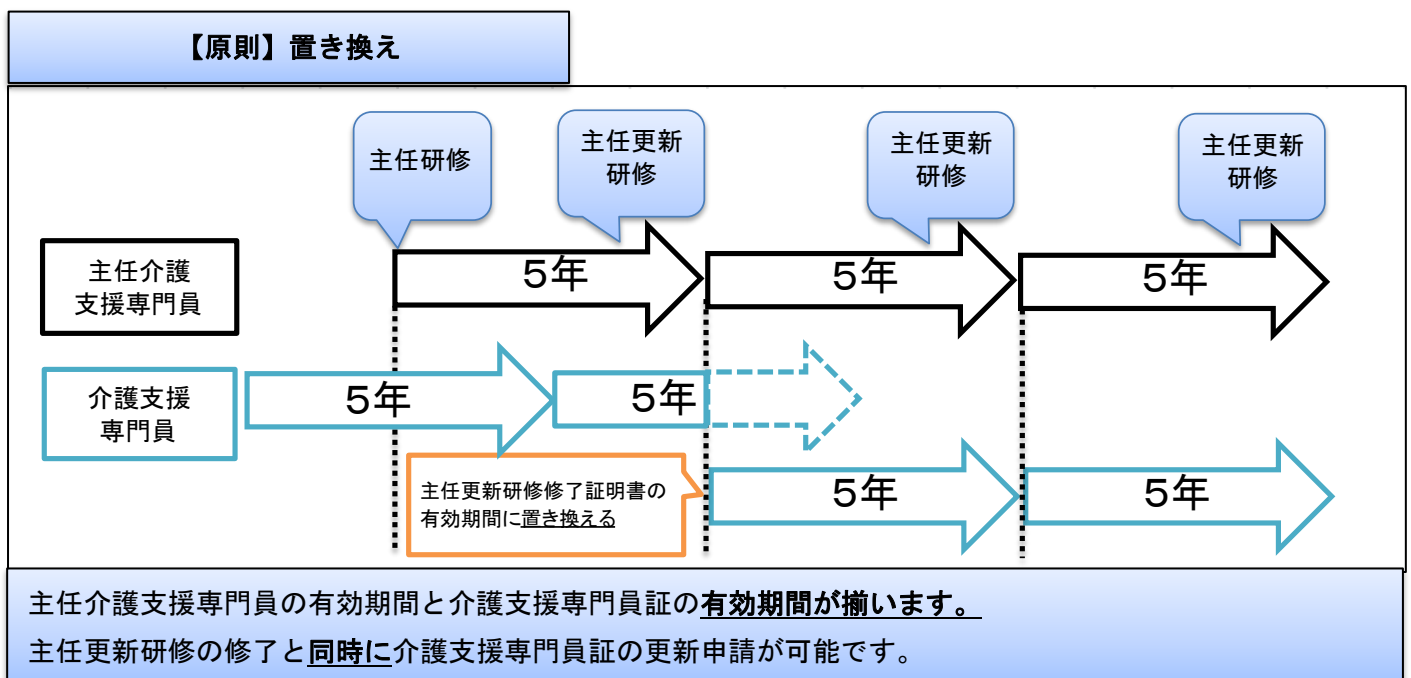
主任研修修了年度	経過措置期日
平成18年度～平成23年度	平成31年3月31日まで(平成30年度まで)
平成24年度～平成26年度	平成32年3月31日まで(平成31年度まで)

※平成29年度から、経過措置対象者の範囲が「～平成25年度」から「～平成26年度」に変更されました。

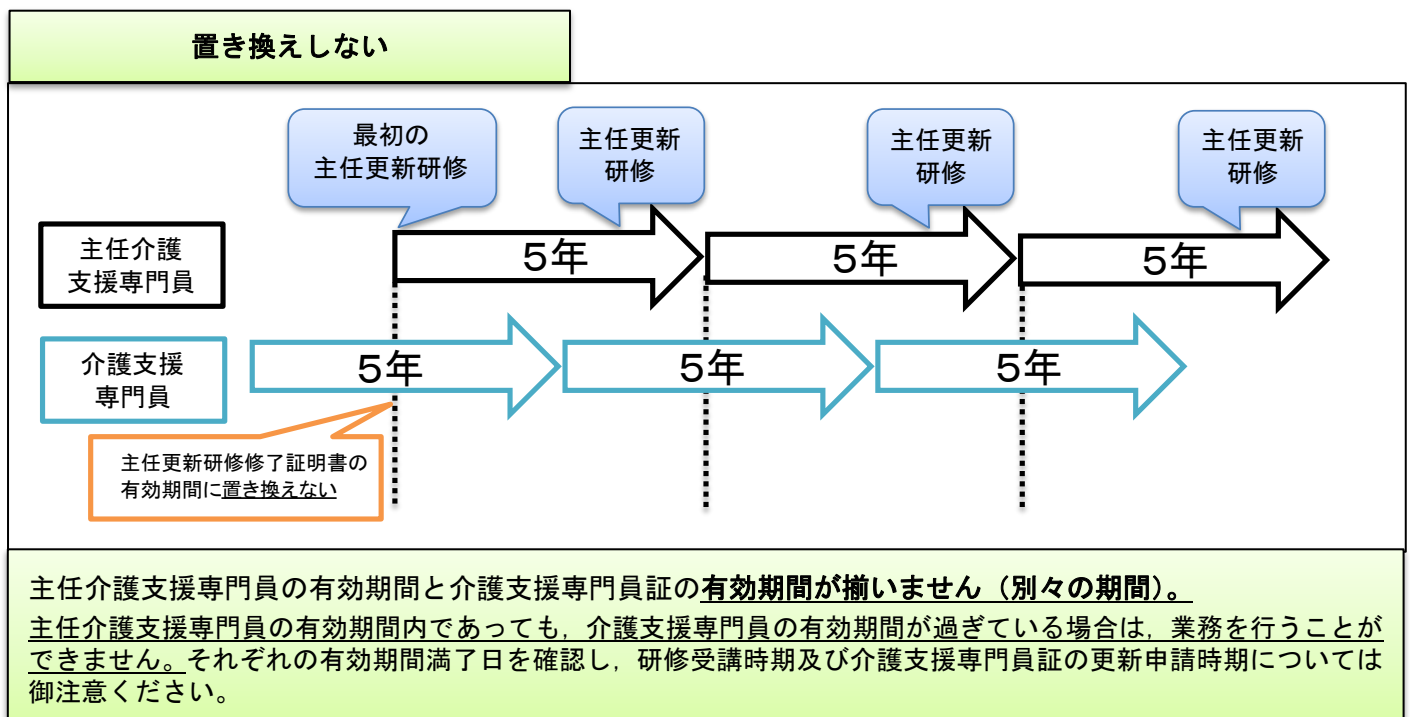
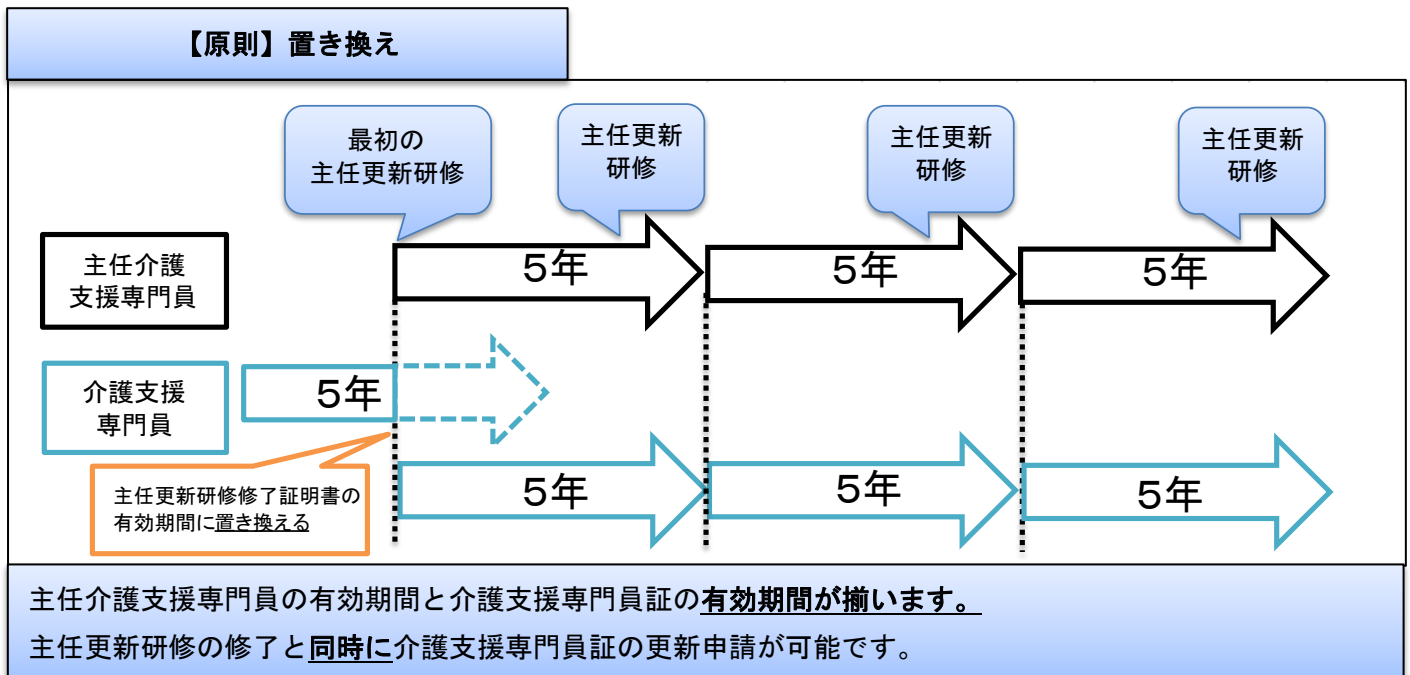
○主任更新研修修了者の介護支援専門員証の取扱い

- ・主任更新研修の修了者は、「介護支援専門員更新研修」の受講が免除されます。
- ・主任更新研修の修了者の介護支援専門員証については、原則として、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものとします。
(置き換えを希望しない方については、別段の申出により、介護支援専門員証の有効期間を主任更新研修修了証明書に置き換えないことが可能です。)
- ・主任更新研修修了者は、原則として、当該研修最終日に介護支援専門員証の有効期間更新交付申請を行ってください。

<主任研修を平成27年度以降に修了した方>



<主任研修を平成18年度～平成26年度に修了した方（経過措置対象者）>



○留意事項

- ・主任介護支援専門員の更新を行わなかった方で、再度主任介護支援専門員資格を得るためには、主任研修を受講してください。
- ・主任介護支援専門員の更新をしない方は、通常の介護支援専門員の更新研修を受講してください。